

認知症対応型共同生活介護利用約款

(介護予防認知症対応型共同生活介護約款)

(約款の目的)

第1条 グループホーム千同ひまわり（以下「当施設」という。）は、要支援2又は要介護状態と認定され、認知症の状態にある入居者（以下単に「入居者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスを提供し、一方、入居者及び入居者の身元を保証する者（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、入居者が認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 入居者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てるものとします。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者）であること
- ② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負うものとします。

(入居者からの解除)

第4条 入居者及び身元引受人は、当施設に対し、退居の意思表示をすることにより、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、入居者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。

- ① 入居者が要介護認定において自立又は要支援1と認定された場合
- ② 入居者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの提供を超えると判断された場合
- ③ 入居者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず1か月以内に支払われない場合
- ④ 入居者が、当施設、当施設の職員又は他の入居者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 入居者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの対価として、グループホーム千同ひまわり利用料金をもとに計算された月ごとの合計額及び入居者が個別に利用したサービス

の提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、入居者の経済状態等に変動等があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、毎月10日前後に、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、入居者及び身元引受人が指定する送付先に対し送付若しくは手渡しし、入居者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は、口座振替とする。

(記録)

第7条 当施設は、入居者の認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

- 2 当施設は、入居者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（入居者の代理人を含みます。）に対しては、入居者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として入居者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の管理者がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を介護記録に記載することとします。

(秘密の保持)

第9条 当施設とその職員は、業務上知り得た入居者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、入居者及び扶養者から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、入居者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(重度化した場合に関する指針)

第10条 入居者が身体的・精神的に重度化した場合は、主治医や提携医療機関との適切な判断等により関連医療機関と連携を図り、対応する。

- 2 グループホーム千同ひまわり利用期間中に医療機関入院された場合における料金は、家賃及び介護保険法の定める費用とする。
- 3 入院期間が2週間を超え身体的精神的に悪化し長期に渡る場合は入居者及び身元引受人と共に話し合い、当法人グループ（医療法人みやうち）及び他の医療機関と調整し総合的に判断し、対応するものとする。

(看取りに関する指針)

第11条 当施設では、その人がその人らしく最後を迎えられるよう、本人の意思を尊重し、家族の心身の負担に配慮して、本人・家族の意向に沿った支援を行います。本人及び家族から看取りを希望された場合は、主治医の診断（医学的に回復不能な状態と判断したとき）に伴い、看取りの説明を行い、十分に納得された上で対応させていただきます。尚、看取りケアについては、状態の変化に応じて家族、主治医、看護師、相談員、当施設職員が誠意を持って取り組みます。

- ① 当該事業所の看取りに関する考え方

- ② 終末期にたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方
- ③ 事業所において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢
- ④ 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む）
- ⑤ 利用者等への情報提供及び意思確認の方法
- ⑥ 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式
- ⑦ 家族等への心理的支援に関する考え方
- ⑧ その他看取り看護を受ける利用者に対して事業所の職員が取るべき具体的な対応の方法

（緊急時の対応）

第12条 当施設は、入居者に対し、受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、入居者に対し、当施設における認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入居利用中に入居者の心身の状態が急変した場合、当施設は、入居者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第13条 入居者及び身元引受人は、当施設の提供する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスに対しての要望又は苦情等について、管理者に申し出ることができます。（別紙2参照）

（賠償責任）

第14条 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、入居者が損害を被った場合、当施設は、入居者に対して、損害を賠償するものとします。

2 入居者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、入居者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（事故発生時の対応）

第15条 入居利用中に入居者に転落、転倒、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は、必要に応じ病院等で治療、家族等への事故内容状況の報告、必要に応じ警察への連絡、保険者及び広島市へ連絡します。

（高齢者虐待防止）

第16条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 利用者に対する虐待防止に迅速かつ適切に対応するため虐待防止責任者を定め、必要な措置を講ずる。
- (2) 基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底し、ケアの質の向上を図る。また、関連する法律や規定の内容について研修等を通じて学び、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上を図る。
- (3) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を行う。
- (4) 虐待が疑われる事例を発見した場合、市町等関係機関に報告する。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備を行う。

(利用契約に定めのない事項)

第17条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、入居者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(第三者評価の実施)

実施している	実施していない
【実施日： 年 月 日】	【評価機関名： 】
【結果の開示状況：	】

(別紙1)

グループホーム千同ひまわりのご案内

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名：グループホーム千同ひまわり

開設年月日：平成24年 4月 1日

所在地：広島市佐伯区千同二丁目6番29号

電話番号：082-924-2567 FAX番号：082-924-2566

管理者：讃井 晴代

介護保険指定番号：3490200577

(2) グループホーム千同ひまわりの運営方針

共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 施設の職員体制

職 種	定員	職 務 内 容
管 理 者	1	業務の統括
計画作成担当者	1	入居者の介護計画の作成
介 護 職 員	22	入浴、排泄、食事等日常生活上の世話、機能訓練

※管理者と計画作成担当者と介護職員は兼務することがある。

(4) 入居定員等 定員：18名 個室：18室

2 サービス内容

- ① 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画の作成
- ② 入浴、排泄、食事、着替え等の介護その他生活上の世話
- ③ 機能訓練
- ④ 相談援助サービス
- ⑤ おむつの提供
- ⑥ 理美容
- ⑦ 行政手続代行
- ⑧ その他

※これらのサービスのなかには、入居者の方から基本料金とは別に利用料金を頂く場合があります。

3 利用料金

別途資料（グループホーム千同ひまわり利用料金表）をご覧ください。

毎月10日前後に、前月分の請求書をお送り又はお渡しします。当該料金は毎月27日（27日が土日祝日の場合はその翌営業日が振替日となります。）に口座振替とさせていただきます。

4 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

- ・協力医療機関

名 称 廿日市野村病院

所在地 廿日市市宮内字佐原田 4209-2

- ・協力医療機関

名 称 原田病院

所在地 広島市佐伯区海老山町 7-10

- ・協力歯科医療機関

名 称 はなみずき歯科医院

所在地 広島市佐伯区千同 1 丁目 19-26

- ・医療連携体制先

名 称 廿日市野村病院

所在地 廿日市市宮内字佐原田 4209-2

5 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会：面会時間 特に決まった時間はありません。

- ・外出・外泊：管理者の許可が必要ですので、まえもって職員へお知らせ下さい。

6 非常災害対策

この施設の火災その他、非常事故を未然に防止し、万一災害が発生した場合、施設の被害を最小限度にするため、「有限会社メディカルサービス廿日市防災規程」を定める。

7 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、次の行為を禁止します。

① 施設の秩序、風紀を乱し、また安全衛生を害すること

② 指定した場所以外で火気を用いること。

③ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動

8 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

(事業者用)

認知症対応型共同生活介護入居利用同意書

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

グループホーム千同ひまわりを入居利用するにあたり、認知症対応型共同生活介護入居利用（介護予防認知症対応型共同生活介護）約款及び別紙1、別紙2、別紙3、グループホーム千同ひまわり利用料金表を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。また、第9条の情報提供につきましても同意します。

年 月 日

<入居者>

住 所
氏 名

<身元引受人（続柄 ）>

住 所
氏 名

グループホーム千同ひまわり
管 理 者 讃 井 晴 代 殿

[本約款第6条の請求書および明細書の送付先]

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

[本約款第12条3項の緊急時の連絡先]

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

(利用者様控え)

認知症対応型共同生活介護入居利用同意書

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

グループホーム千同ひまわりを入居利用するにあたり、認知症対応型共同生活介護入居利用（介護予防認知症対応型共同生活介護）約款及び別紙1、別紙2、別紙3、グループホーム千同ひまわり利用料金表を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。また、第9条の情報提供につきましても同意します。

年 月 日

<入居者>

住 所
氏 名

<身元引受人（続柄 ）>

住 所
氏 名

グループホーム千同ひまわり
管 理 者 讃 井 晴 代 殿

[本約款第6条の請求書および明細書の送付先]

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

[本約款第12条3項の緊急時の連絡先]

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

グループホーム千同ひまわり利用料金表

1 保険給付の自己負担額

① 居宅サービス費

	1日あたり	1か月あたり(30日)	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 2	749単位	22,470単位	23,481円	46,962円	70,443円
要介護 1	753単位	22,590単位	23,606円	47,213円	70,819円
要介護 2	788単位	23,640単位	24,703円	49,407円	74,111円
要介護 3	812単位	24,360単位	25,456円	50,912円	76,368円
要介護 4	828単位	24,840単位	25,957円	51,915円	77,873円
要介護 5	845単位	25,350単位	26,490円	52,981円	79,472円

※ 医療連携体制加算Ⅰ：1日につき(イ)57単位(ロ)47単位(ハ)37単位加算されます。

※ 医療連携体制加算Ⅱ：1日につき5単位加算されます。(Ⅰ/Ⅱ共に要支援2を除く)

※ 協力医療機関連携加算：1月につき100単位加算されます。

※ 初期加算：入居後及び30日を超える入院後に再入居した場合、30日以内の期間について1日につき30単位加算されます。

※ 口腔衛生管理体制加算：1月につき30単位加算されます。

※ 口腔・栄養スクリーニング加算：6月ごとに20単位加算されます。

※ サービス提供体制強化加算Ⅰ：1日につき22単位加算されます。

※ 科学的介護推進体制加算：1月に40単位加算されます。

※ 生産性向上推進体制加算Ⅱ：1月に10単位加算されます。

※ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)/(Ⅱ)：1月に10単位/5単位加算されます。

② その他 法令で定められるもの(実施した場合)

※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)/(Ⅱ)：1月に100単位/200単位加算されます。

※ 認知症専門ケア加算Ⅰ：1日につき3単位加算されます。

※ 認知症チームケア加算(Ⅰ)/(Ⅱ)：1月に150単位/120単位加算されます。

※ 看取り介護加算：1日につき下記のとおり加算されます。

＜・72単位(死亡日以前31日以上45日以下)・144単位(死亡日以前4日以上30日以下)
680単位(死亡日前日及び前々日)・1,280単位(死亡日)＞

※ 若年性認知症利用者受入加算：1日につき120単位加算されます。

※ 退居時情報提供加算：250単位加算されます。(退居時に利用者1人につき1回限り)

※ 入院時費用：1日につき246単位加算されます。(1月に6日まで上限)

※ 新興感染症等施設療養費：1日につき240単位(1月連続5日まで)

③ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ：1月あたり総単位数に0.155を乗じた額が加算されます。

☆上記の加算は、5級地(広島市)につき、1.045を乗じた(ご利用月の合計に対し)金額が自己負担額になります。介護負担割合が2割・3割の方は、自己負担額が2倍・3倍になります。

2 利用料(保険給付外)

費目	日額、月額等	内訳
家賃	63,000円/月	1日につきおよそ2,100円
共益費	20,000円/月	水道光熱費含む(1日につきおよそ667円)
食材料費	1,780円/日	朝食520円 昼食630円 夕食630円
教養娯楽費	実費	クラブ活動、行事の材料費
散髪代	実費	
紙パンツ・紙おむつ等	実費	
敷金	150,000円	入居時

※退居時に修繕費を差し引いて残金を清算させていただきます。

(別紙2)

入居者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	グループホーム千同ひまわり
サービス種類	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

措置の概要

1 入居者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

連絡先

グループホーム千同ひまわり 電話番号 082-924-2567
受付曜日 月曜日～日曜日
受付時間 8:30～17:00

担当者

グループホーム千同ひまわり 管理者（苦情解決責任者） 讃井 晴代
計画作成担当者（苦情受付者） 亀谷 健一

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

(1) 書面を作成し、次の項目について記載事項の充実を図る。

- 1 誰が
- 2 いつ
- 3 どこでどのようなサービスにおいて
- 4 どのような対応、内容において
- 5 どの部分に対しての苦情があるか
- 6 期待する内容について

(2) 苦情処理会議を開き、(1)の記載事項について要因を分析し、対応の検討する。

(3) 対応方法の決定。

(4) 苦情を処理する。(電話、訪問等にて説明、話し合い)

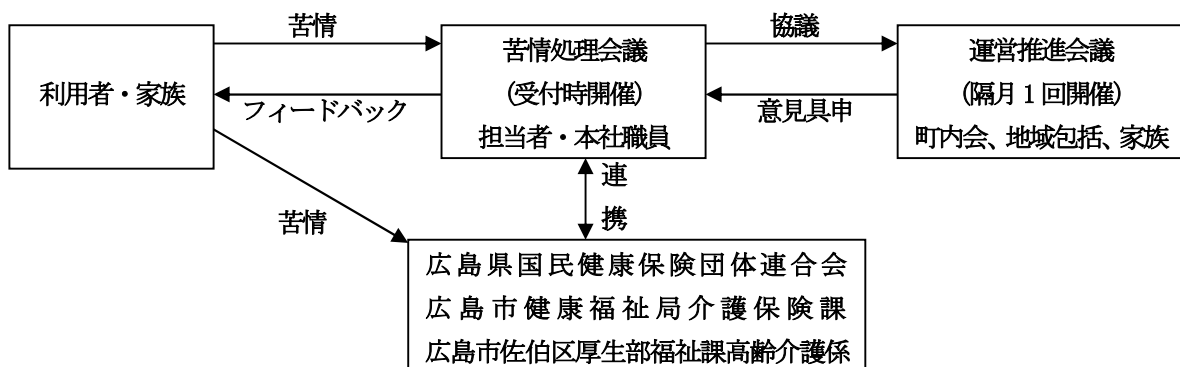
(5) 苦情処理困難な事例に対しては他機関との連携を図る(国保連、広島市等)。

広島県国民健康保険団体連合会 (082) 554-0783

広島市健康福祉局介護保険課 (082) 504-2183

広島市佐伯区厚生部福祉課高齢介護係 (082) 943-9730

(6) 決定した今後の方針について苦情申し立て者へのフィードバックの充実を図る。



3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等（居宅介護支援事業者の場合記入）

- (1) 苦情内容を吟味、検討し、調整を図り、改善するために事業者代表、サービス担当者、利用者、苦情処理担当者等で会議を開催する。経過、改善方法を記録し、保管する。
- (2) その件に対して、モニタリングを行い、監視、評価する。
- (3) 内容について事業所内に掲示する。
- (4) 情報資料として役立つ。

4 その他参考事項

苦情に対しての迅速な対応について会議等で常に確認する。

各サービスの内容を熟知すること。

情報の交換と情報保持に努めること。

(別紙3)

個人情報の利用について

当施設では、個人情報について、利用目的を以下のとおり定めております。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[当施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究、施設内への写真・作品等及び居室、面会簿への氏名の掲示

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供